



貝塚市にてブロック塀撤去費補助事業を創設します

市では、国・府・市の管理する道路に面する、現行法に不適合なブロック塀を撤去する所有者に対し、撤去費用の一部を補助する制度を創設し、8月1日から受付を開始します。

この制度は、6月に大阪府北部地震で発生したブロック塀倒壊による事故を踏まえ、同様の事故を防止するために実施するものであり、補助金額の上限は15万円とし、撤去工事費または市が定める基準額(撤去するブロック塀等の見附面積1平方メートルにつき、1万3千円を乗じて得た額)のいずれか少ない額の2分の1を補助します。こちらは、7月20日に補正予算450万円の専決処分を行いました。

また、市が所有するブロック塀についても調査を行い、緊急度の高い小学校、市営プール及び市営住宅について、ブロック塀改修費用として、同日付で、補正予算2,106万4千円の専決処分を行いました。

取材等よろしくお願いたします。